

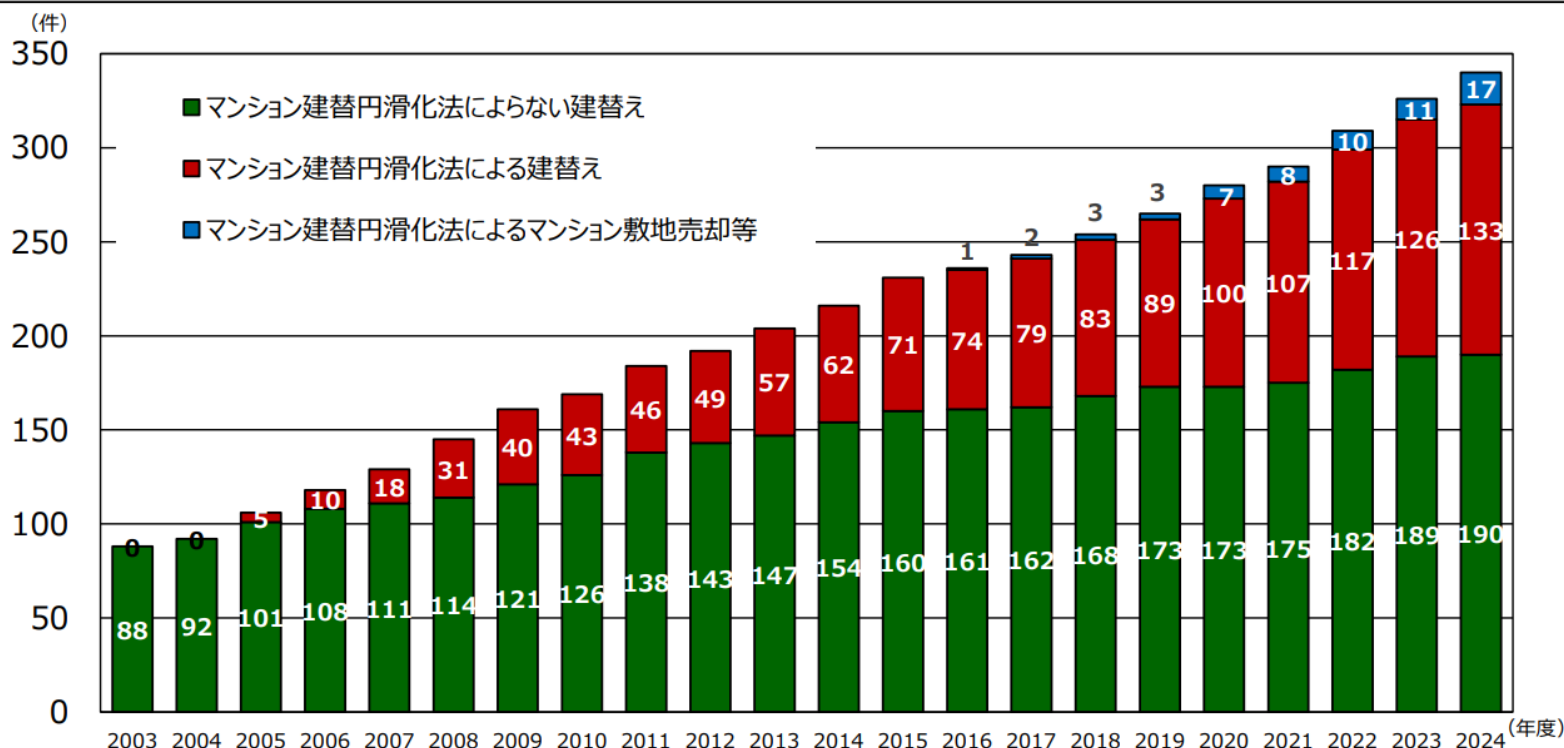
再生円滑化に向けた取組みについて

○マンションの再生を取り巻く現状

1. 改正法の背景・必要性

マンション建替え等の実施状況

- マンションの建替えの実績は累計で323件（約26,000戸）（2025年3月31日時点）
近年は、マンション建替円滑化法による建替えが選択されているケースが多い。
- マンション建替円滑化法にもとづくマンション敷地売却等の実績は累計で17件（約1,300戸）（2025年3月31日時点）



※ 国土交通省による、地方公共団体等向けの調査をもとに国土交通省が集計。過年度件数は、今回の調査により新たに判明した件数も含む。
 ※ マンション建替円滑化法による建替え：建替え後のマンションの竣工件数
 マンション建替円滑化法によらない建替え：建替え後のマンションの竣工件数
 マンション建替円滑化法による敷地売却等：マンション及び敷地の売却件数（マンション建替円滑化法による事業：11件、マンション円滑化法によらない事業：6件）
 ※ 2004年、2005年は2月末時点、2006年、2007年、2025年は3月末時点、他は各年の4月1日時点の件数を集計
 ※ 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震による被災マンションの建替え（計115件）は含まない

○マンションの再生を取り巻く現状

【大阪府内の建替え件数※1】（令和7年3月31日時点）

建替え種別	件数※2	戸数 (従前住戸の戸数)
法定建替え（建替え円滑化法による建替え）	8件	666戸
大阪市	1	51
池田市	1	184
豊中市	2	220
吹田市	2	115
枚方市	1	72
八尾市	1	24
任意建替え（建替え円滑化法、都市再開発法以外の建替え）	38件	3,475戸
大阪市	11	495
豊中市	17	2,246
吹田市	10	734
敷地売却等	0件	0戸
大阪府内合計	46件	4,141戸

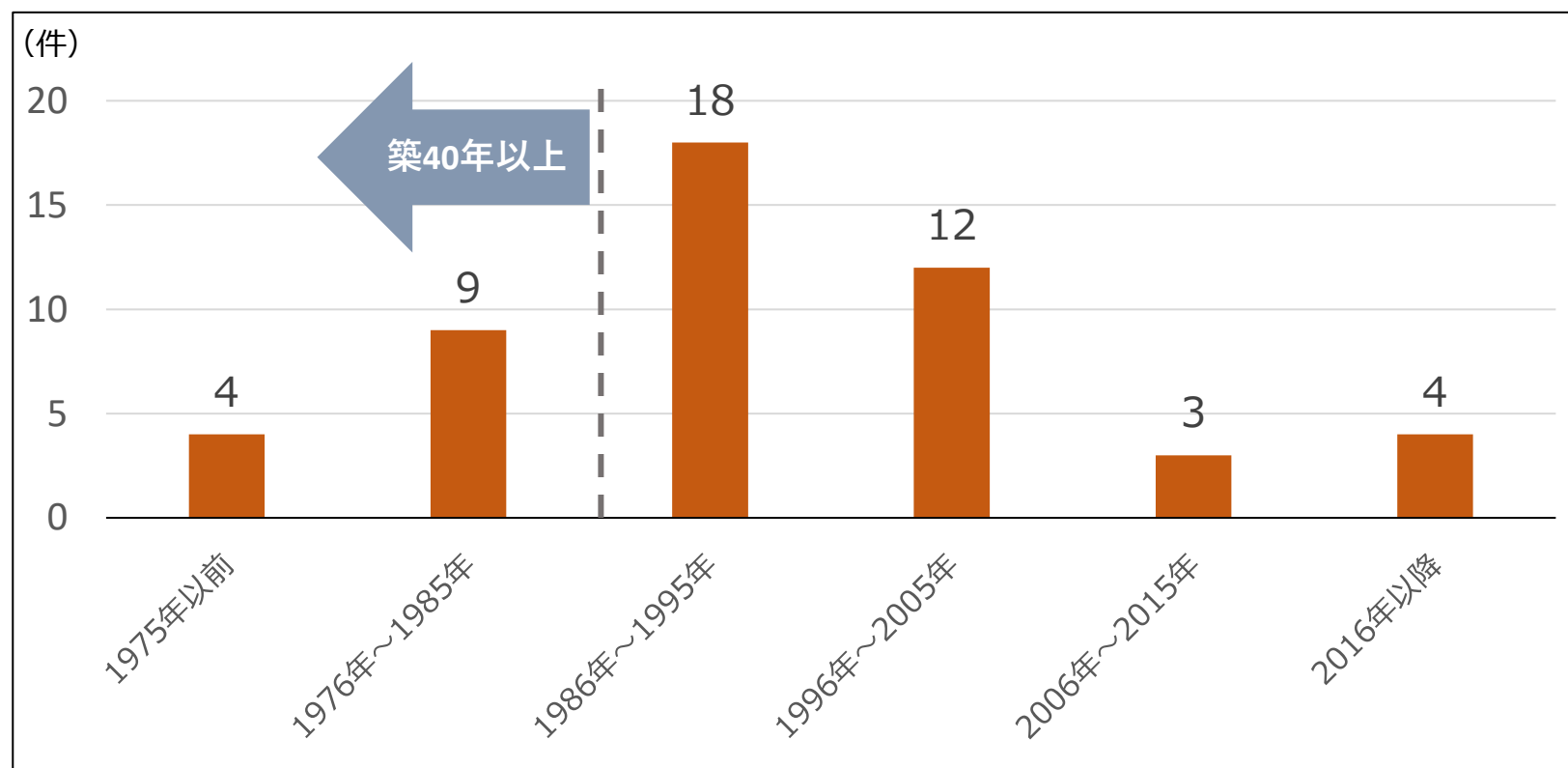
※1：国土交通省による、地方公共団体等向けの調査結果をもとに大阪府内のデータを抽出。

※2：法定建替え、任意建替えについては建替え後のマンション竣工件数。敷地売却についてはマンション及び敷地の売却件数。

○マンションの再生を取り巻く現状

【町村域の建築時期別マンション件数※】

- 1985年以前の築40年以上のマンションは13件あり、そのうち旧耐震基準のマンションは8件。
- 築40年以上のマンションには、団地型マンションも含まれている。



※町村域分譲マンション実態調査（R5～R6）（大阪府）より抽出。

○マンションの再生を取り巻く現状

【大阪府のこれまでの取組み】〔再掲〕

○再生円滑化専門家派遣事業（R4～R6） （※府内の分譲マンションを対象にモデル的に実施）

【目的】

- ・除却までの資金計画を含む中長期の計画策定の経験のある専門家の育成、ノウハウの蓄積
- ・蓄積したノウハウを府内市町村や関係団体へ共有することによる再生円滑化の促進

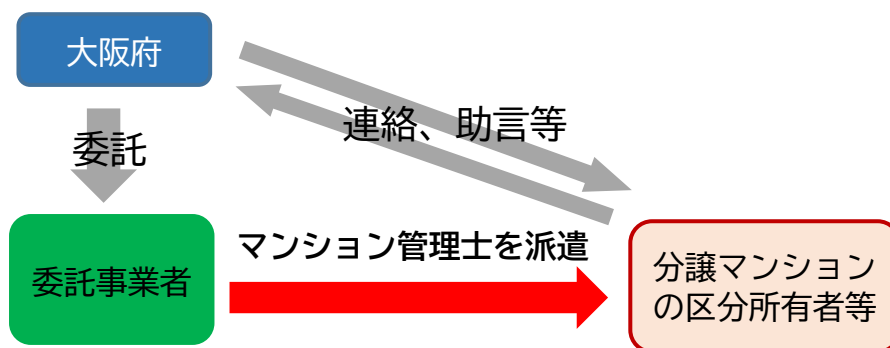
【実施内容】

- ・築40年を超える分譲マンションに、マンション管理士を派遣し、マンション除却までの資金計画を含む中長期の計画策定などの支援を実施

【対象マンションの選定方法】

- ・除却までの資金計画を含む中長期の計画策定を検討する築40年を超えるマンションの管理組合を公募

【事業スキーム】



<公募チラシ>

○マンションの再生を取り巻く現状

○再生円滑化専門家派遣事業（R4～R6）〔再掲〕

【事業成果】

■ 支援事例①（総戸数22戸（住戸16戸、店舗・事務所6戸）、築48年、自主管理）

- ▶ 支援中に管理組合の体制が変わり、新管理組合の意向により支援を終了。
建替え等の再生ではなく、管理適正化を図る方向にシフト。

■ 支援事例②（総戸数234戸、築47年、管理委託）

- ▶ 将来の建替え又は敷地売却を見越して、検討を開始。意見交換会等への支援を実施する中で、簡易耐震診断により耐震性能が一定確保されていることが示され、耐震診断の実施・長寿命化の検討を行うこととなり、管理組合の意向により支援を終了。

■ 支援事例③（総戸数50戸（住宅39戸、店舗11戸）、築46年、管理委託）

- ▶ 理事会にて建替えを検討する動きがあり、将来の建替えを見据えた検討を開始。意見交換会等への支援を実施する中で、賃借人への補償や工事費について相当の負担がかかることなどから建替えに対して反対の意見が示され、管理組合として建替えを見据えた検討の中断を判断。管理組合の意向により支援を終了。

■ 支援事例④（総戸数110戸（住宅110戸）、築46年、自主管理）

- ▶ 団地型のマンションで、建替えや除却等を検討するにあたり区分所有者の合意形成を図ることを目的に勉強会、区分所有者へのアンケート等の支援を実施。単棟で建替えを行う場合は、建基法86条関係や開発許可がハードルになることが判明。最終的に建替えや除却までの中長期的な将来計画の策定支援を行い、支援を終了。

【課題】

- ・建替え等の検討を契機に、管理適正化や長寿命化にシフトし、マンションの除却までの資金計画を含む中長期の計画策定まで至るのが難しい。
- ・高経年マンションにおいては、区分所有者に将来的に建替えや除却することも含めて中長期の計画を考える必要性があることを理解していただけるような支援が必要。

○マンションの再生を取り巻く現状

【大阪府のこれまでの取組み】

○分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度（耐震部局で実施）

分譲マンションの管理組合が耐震化(耐震改修や建替え)の合意形成を円滑に進めることができるよう、耐震化の事業実績があり継続的なサポートができる事業者を公募・登録し、管理組合等に対して情報提供を行う。

耐震化の実現に向けたサポートの流れ

耐震化の
意識醸成
のための支援

意識啓発

- 大阪府と市町が連携しDM発送や個別訪問を実施
- 耐震化の意識向上を図るためセミナー等の実施

初動・勉強期の相談等（大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム協議会）

- 耐震化の手法や進め方に関するセミナー等の実施
- 相談・実務アドバイザーの派遣

耐震化実現に
向けた具体的
な事業支援

分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度

- (1) 分譲マンション耐震化の検討段階から耐震化の実施に至るまで継続的に管理組合をサポートする事業者を公募
- (2) 府において要件に適合するサポート事業者を登録し、ホームページ等でサポート事業者情報を公開
- (3) 分譲マンションの管理組合がサポート事業者を自ら選択し、耐震化に係る業務を委託

【サポート事業者の登録要件】

- ・旧耐震分譲マンションにおいて、耐震化手法の検討及び管理組合運営等支援を行い、耐震化（耐震改修又は建替え）の決議に導いた業務実績があること
- ・大阪府消費者保護条例第4条（事業者の責務）の規定の内容を遵守すること 等

【サポート事業者情報の公開内容】

- ・事業者の名称、所在地
- ・耐震化支援手法の特色
- ・耐震化手法の検討から事業実施に至るまで支援できる業務の種類
- ・企業コンプライアンスとして定め公表している事項
- ・管理組合との業務委託の契約、覚書、協定書等の締結にあたり、法令遵守、個人情報保護及び苦情等の対応について記載する事項

○マンションの再生を取り巻く現状

【法改正の概要（再生円滑化）】

1. 改正法の背景・必要性 マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法

【令和7年5月30日公布】

（老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第47号））

背景・必要性

- マンションは国民の1割以上が居住する重要な居住形態
- 建物と居住者の「2つの老い」が進行しており、外壁剥落等の危険や集会決議の困難化等が課題
 - ※ 築40年以上のマンション：全体の約2割（約137万戸） 今後10年で2倍、20年で3.4倍に
その住戸のうち、世帯主が70歳以上は5割以上

➡ 新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、管理・再生の円滑化等を図ることが必要



改正法の概要

1. 管理の円滑化等

【施行日：令和8年4月1日】

※管理計画認定の拡充については、【施行日：公布日から2年以内】

① 適正な管理を促す仕組みの充実

【マンション管理法】

- 新築時から適切な管理や修繕が行われるよう、分譲事業者が管理計画を作成し、管理組合に引き継ぐ仕組み（分譲事業者と管理組合で共同変更）を導入
- 管理業者が管理組合の管理者（代表者）を兼ね工事等受発注者となる場合、利益相反の懸念があるため、自己取引等につき区分所有者への事前説明を義務化

② 集会の決議の円滑化

【区分所有法】

- 区分所有権の処分を伴わない事項（修繕等）の決議は、集会出席者の多数決による（現行：全区分所有者の多数決）

- 裁判所が認定した所在不明者を全ての決議の母数から除外する制度を創設



③ マンション等に特化した財産管理制度

【区分所有法・マンション管理法】

- 管理不全の専有部分・共用部分等を裁判所が選任する管理人に管理させる制度を創設

3. 地方公共団体の取組の充実

① 危険なマンションへの勧告等

【マンション再生法・マンション管理法】

- 外壁剥落等の危険な状態にあるマンションに対する報告徴収、助言指導・勧告、あっせん等を措置

2. 再生の円滑化等

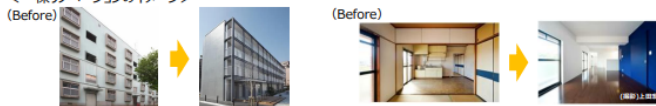
【施行日：令和8年4月1日】

① 新たな再生手法の創設等

【区分所有法・マンション再生法等】

- 建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等を、建替えと同様に、多数決決議（4/5※）により可能とする
 - ※耐震性不足等の場合：3/4、政令指定災害による被災の場合：2/3
- 上記決議に対応した事業手続等（※）を整備
 - ※組合設立、権利変換計画、分配金取得計画等

←一棟リノベーションのイメージ>



② 多様なニーズに対応した建替え等の推進

【マンション再生法】

- 隣接地や底地の所有権等について、建替え等の後のマンションの区分所有権に変換することを可能に
 - ※容積確保のための隣接地等の取込みに係る合意形成を促進
- 耐震性不足等で建替え等をする場合、容積率のほか、特定行政庁の許可による高さ制限の特例

② 民間団体との連携強化

【マンション管理法】

- 区分所有者の意向把握、合意形成の支援等の取組を行う民間団体の登録制度を創設

【施行日：令和7年11月28日】

【目標・効果】(KPI)

①管理計画認定の取得割合：約3% (R6) → 20%

②マンションの再生等の件数：472件 (R6) → 1,000件

【認定を受けたマンションを購入の候補として検討できる水準 ※マンション購入時の平均比較物件数：5件程度】

【外壁剥落等の危険なマンションを10年後に撤廃できる水準】

9

○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日:令和8年4月1日】

再生の円滑化等の推進(新たな再生手法の創設等)【マンション再生法】

※「マンション建替円滑化法」から名称見直し

背景・必要性

○老朽化マンションの増加が見込まれること等を踏まえ、建替えだけでなく、様々な手法で老朽化マンションの再生を進めていくことが必要。

改正法の概要 ①

○ 区分所有法の改正により創設された**新たな再生手法**（一棟リノベーション、建物・敷地の一括売却、建物の取壊し等）について、安定的な事業遂行が可能となるよう、新たな決議に対応した**事業手続**（組合設立、権利変換計画、分配金取得計画等）を整備する。

区分所有法

【区分所有法 第64条の5、第75条（新旧P22、46）等】
 【区分所有法 第62条第2項（新旧P20）、被災区分所有法 第5条第2項（新旧P86、87）】
 【区分所有法 第64条の2～第64条の4（新旧P21、22）等】

(1) マンションを再生する手法

①**建替え決議**：マンションを取り壊し、新たなマンションを建築



②**更新（一棟リノベ）決議**：躯体の補強と全専有部分の改良



③**再建決議**：被災等による滅失マンションの再建



④**一括建替え等決議**：滅失マンションの再建とマンションの建替え（団地）



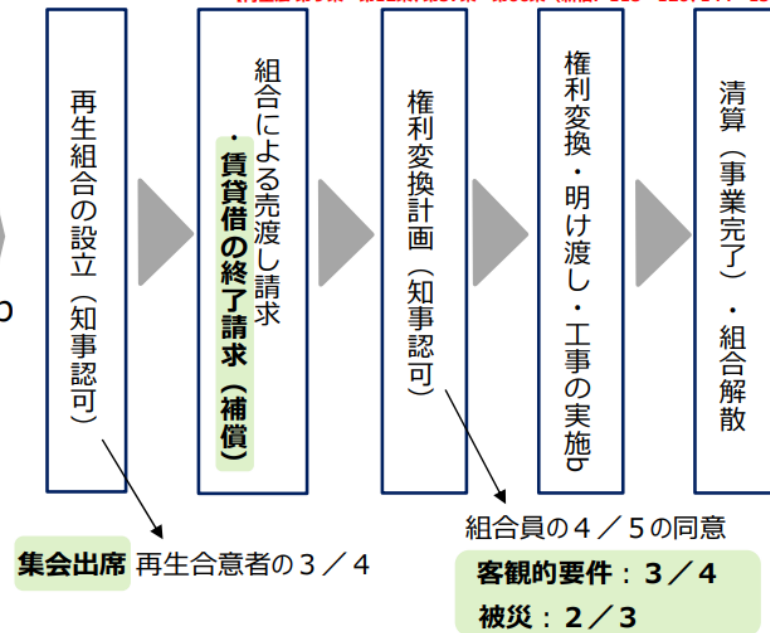
※住宅金融支援機構による資金の貸付けを新設

原則 4 / 5 の同意
 耐震性不足等の客観的要件：3 / 4
 政令指定災害による被災：2 / 3

※区分所有者による売渡し請求、賃貸借の終了請求（補償）

マンション再生法

【再生法 第9条～第12条、第57条～第66条（新旧P 118～126、144～154）】



○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日：令和8年4月1日】

再生の円滑化等の推進(新たな再生手法の創設等)【マンション再生法】

改正法の概要 ②

区分所有法

【区分所有法 第64条の6、第64条の7、第76条(新旧P23~25、47~49)等】
【区分所有法 第62条第2項(新旧P20)、被災区分所有法 第5条第2項(新旧P86、87)】

(2) マンションを売却する手法

①建物敷地売却決議：マンションと敷地を一括して売却



②建物取壊し敷地売却決議：マンションを取り壊した上で敷地を売却



③敷地売却決議：被災等により滅失したマンションの敷地を売却

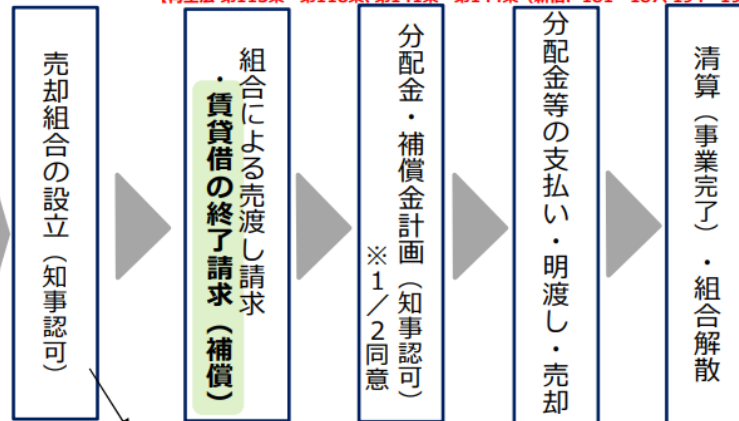


原則 4 / 5 の同意
耐震性不足等の客観的要件：3 / 4
政令指定災害による被災：2 / 3

※区分所有者による売渡し請求、賃貸借の終了請求(補償)

マンション再生法

【再生法 第113条~第118条、第141条~第144条(新旧P 181~187、194~196)】



集会出席 売却合意者の 3 / 4

(3) マンションを除却する手法

【区分所有法 第64条の8(新旧P25~26)等】
【区分所有法 第62条第2項(新旧P20)、被災区分所有法 第5条第2項(新旧P86、87)】

建物取壊し決議：マンションの取り壊し

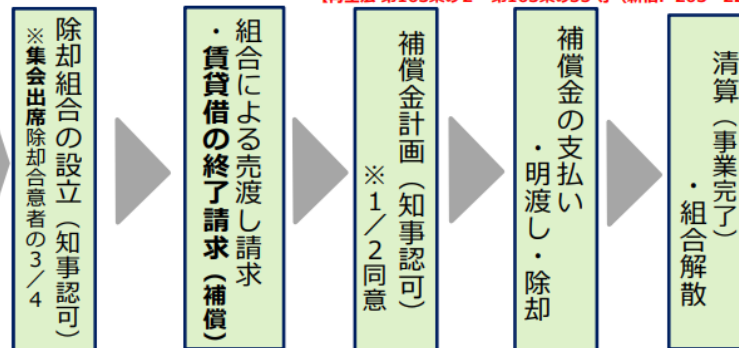


原則 4 / 5 の同意

耐震性不足等の客観的要件：3 / 4
政令指定災害による被災：2 / 3

※区分所有者による売渡し請求、賃貸借の終了請求(補償)

【再生法 第163条の2~第163条の55等(新旧P 203~226)】



※マンション再生法の「敷地分割事業」は、引き続き、要除却等認定マンションについてのみ事業実施を容認(ただし、合意要件は「3 / 4」に緩和、被災の場合は2 / 3に引き下げ)

○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

区分所有法・マン建法改正によるJHFの対応

- 区分所有法において一棟リノベーション、敷地売却等に関する新たな決議が創設され、マンション建替円滑化法において新たな決議に対応した事業手続が制定される。
- 併せて、JHF法の改正により業務を拡充し、**マンションの再生等の取組を金融面でサポートする。**

①一棟リノベーションへの融資の新設（JHF法第13条第1項業務の追加）

マンションの共用部分・専有部分を一体的に更新する一棟リノベーションについて、必要な費用の融資を行う。

事業	スキーム図	融資対象	対象事業費
建物更新決議による一棟リノベーション		マンション再生組合	リノベーション工事費、補償費等
		区分所有者 (高齢者向け返済特例)	更新後の住戸に住み続けるための清算金
建物敷地売却決議後の買受人による一棟リノベーション		マンション等売却組合	区分所有者から所有権を買い取るための分配金、補償費等
		区分所有者 (高齢者向け返済特例)	再分譲された住戸の取得費用

②要除却等認定マンションの除却等費用の融資の拡充（マンション建替円滑化法の規定の新設 + JHF法第13条第2項業務の追加）

要除却等認定マンションの除却等※に必要な費用について、除却後にマンションが再建されない場合でも融資対象とする。

現行	要除却認定マンションの除却費用は、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により 除却後にマンションが再建される場合のみ 、融資対象。	融資対象	対象事業費
改正後	建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議等により、 除却後にマンションが再建されない場合 でも、融資対象に含める。	マンション等売却組合等	区分所有者から所有権を買い取るための分配金、補償費等 除却費用（組合自ら除却する場合）

※要除却等認定事由を解消する工事であれば、当該マンションを除却しない工事（他用途にコンバージョンする場合）であっても上記の事業費の融資の対象となる。

○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日：令和8年4月1日】

再生の円滑化等の推進（隣接地等を取り込んだ建替え等の推進）【マンション再生法】

【再生法 第58条第1項第5号・第8号、第71条第2項（新旧P146、147、156）等】

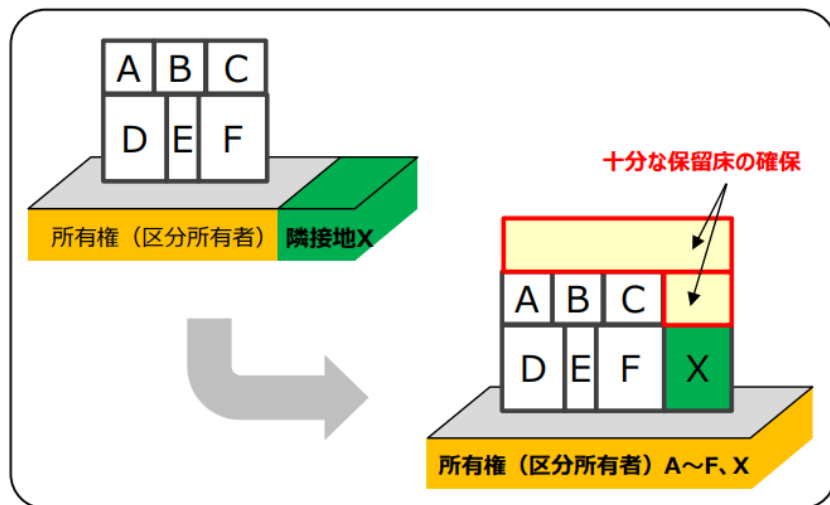
背景・必要性

- マンションの建替えを円滑に進めるためには、**保留床の確保などによる区分所有者の負担軽減を図り、合意形成をしやすい環境を整備することが重要。**
- 建築規制によって、既存敷地のみでは十分な建築規模が確保できないケースでは、**隣接地を取り込むことで事業性が向上することがあるが、隣接地の権利者が事業に協力するインセンティブが不足（現行は、補償金のみの対応）**している。
- また、借地権型マンションの建替えにあたり、**底地を取り込み、所有権型マンションに移行するニーズが存在するものの、底地の所有権は権利変換の対象となっていない。**

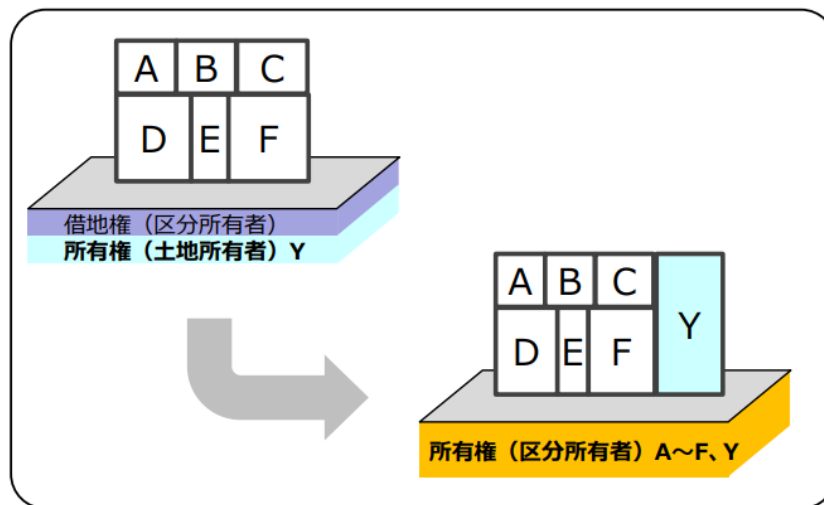
改正法の概要

- 隣接地の所有権や借地権、底地権を**建替え・再建後のマンションの区分所有権に権利変換**できるようにする。

隣接地の取り込み（イメージ）



底地の取り込み（イメージ）



○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日：令和8年4月1日】

再生の円滑化等の推進（高さ制限の緩和）【マンション再生法】

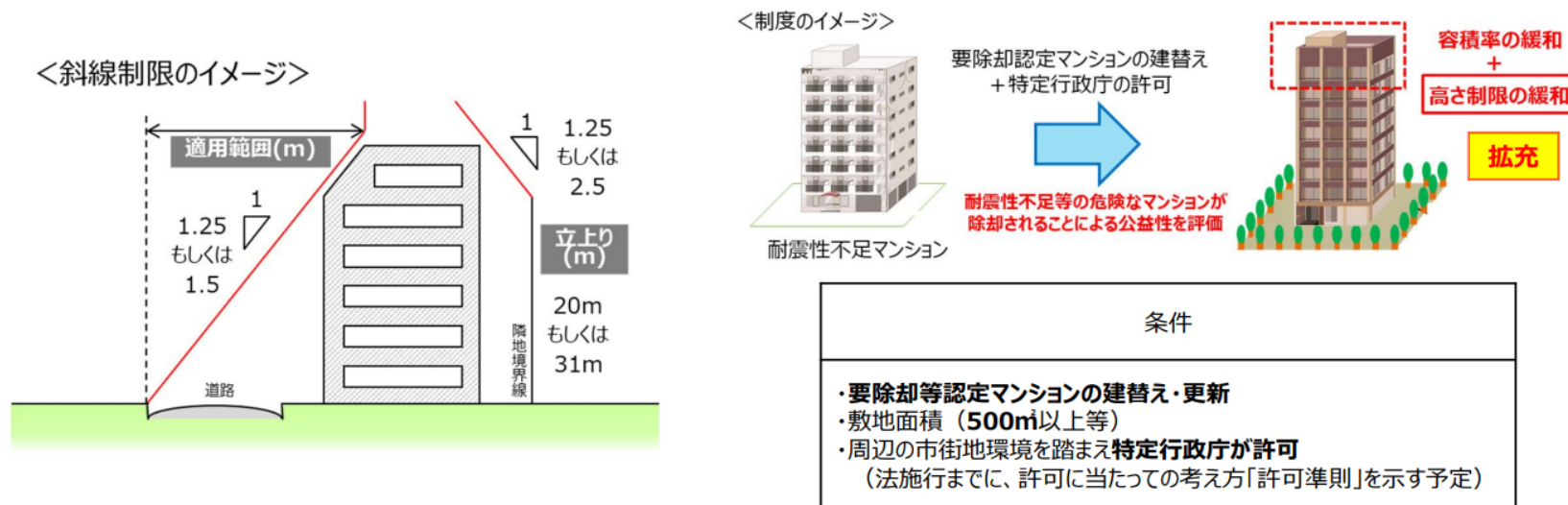
【再生法 第163条の59（新旧P229）】

背景・必要性

- マンションの建替えを円滑に進めるためには、**保留床の確保などによる区分所有者の負担軽減を図り、合意形成をしやすい環境を整備することが重要。**
- このため、**耐震性不足等のマンションの建替え**により、新たに建築されるマンションについて、特定行政庁の許可による**容積率の特例制度（マンション建替型総合設計制度）**を設けているものの、容積率の緩和にあたり、**高さ制限がネック**なる場合が存在。
※ 建築基準法における建築物の余線制限、絶対高さ制限

改正法の概要

- 現行の容積率の特例に加え、**耐震性不足等のマンション（要除却等認定を受けたマンション）の建替え・更新**をする場合、**特定行政庁の許可による高さ制限の特例**を追加する。



○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【参考】マンション再生円滑化法の概要 ※「マンション建替円滑化法」から名称見直し

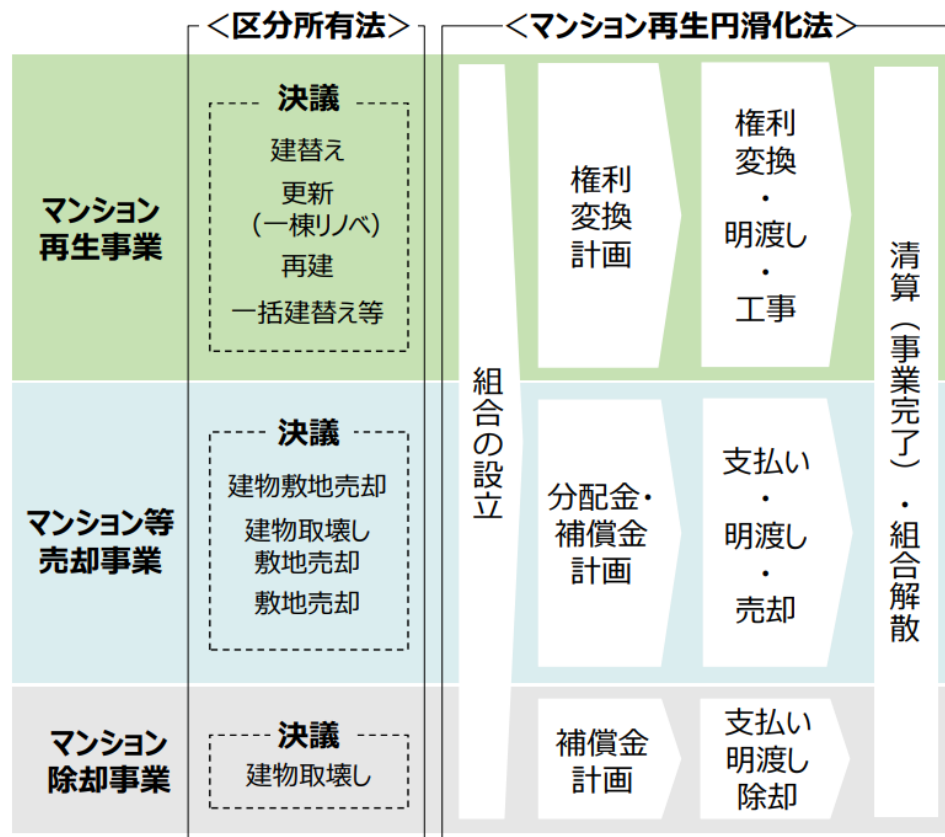
目的

- マンションにおける良好な居住環境の確保、地震によるマンションの倒壊や老朽化したマンションの損壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するための事業制度及び特例措置について定めたもの。

主な概要

※赤字は令和7年改正関係部分

- ✓ 国によるマンションの再生等の円滑化に関する基本方針
- ✓ 地方公共団体による助言・指導等
- ✓ 区分所有法に基づく再生等の決議に対応したマンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業に係る事業手続
(組合設立、権利変換計画、分配金取得計画等)
- ✓ 除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置 (要除却等認定、敷地分割事業、容積率・高さ緩和特例)



36

○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日：令和7年11月28日（財産管理制度関係は令和8年4月1日）】

地方公共団体の取組の充実（危険なマンションへの勧告等）【マンション管理法・マンション再生法】

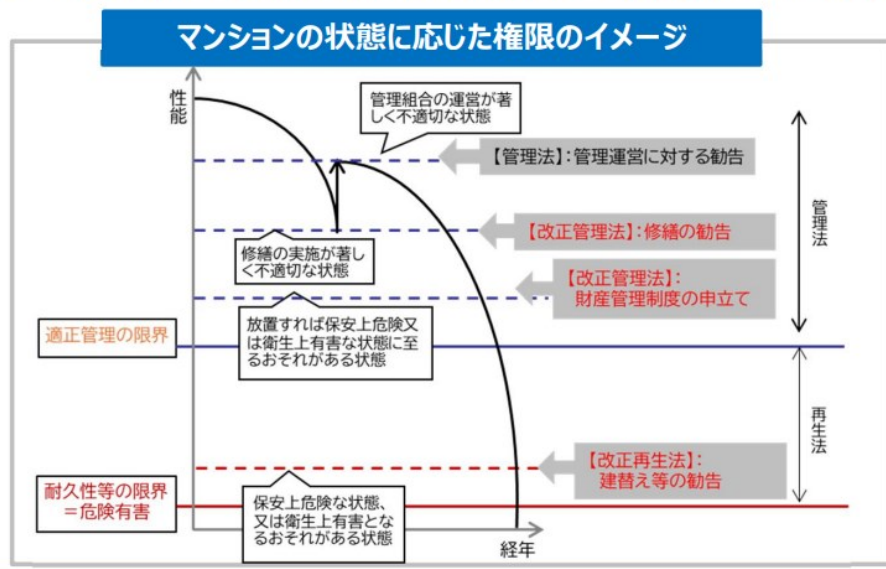
【再生法 新 第4条の2（新旧P115～117）、管理法 第5条の2（新旧P242、243）】

背景・必要性

- 適切な管理が行われず、その状態が続くと、**外壁が剥落する等、地域への悪影響を及ぼす可能性**。
更に、マンションが空家化し、除却等の**行政代執行が必要**となると、**多大な時間的・金銭的コストを要するおそれ**。
- 令和2年改正により、**地方公共団体がマンションの管理に関して、助言・指導・勧告ができる制度**を創設したところ、
更なる**能動的な働きかけ**を可能とするよう、**地方公共団体の権限の強化**が求められている。

改正法の概要①

- 外壁剥落等の危険な状態にあるマンションに対する**報告徴収、助言指導・勧告、専門家のあっせん**等、地方公共団体の権限を強化する。
- 区分所有法改正で創設する**財産管理制度**について、**地方公共団体による申立て**も可能とする。
- 地方公共団体の助言、指導等の判断の参考となる**基準や手続き**については、詳細はガイドラインで規定。



危険な状態のマンション

外壁剥落等の危険な状態



保安上危険な状態として行政代執行した事例



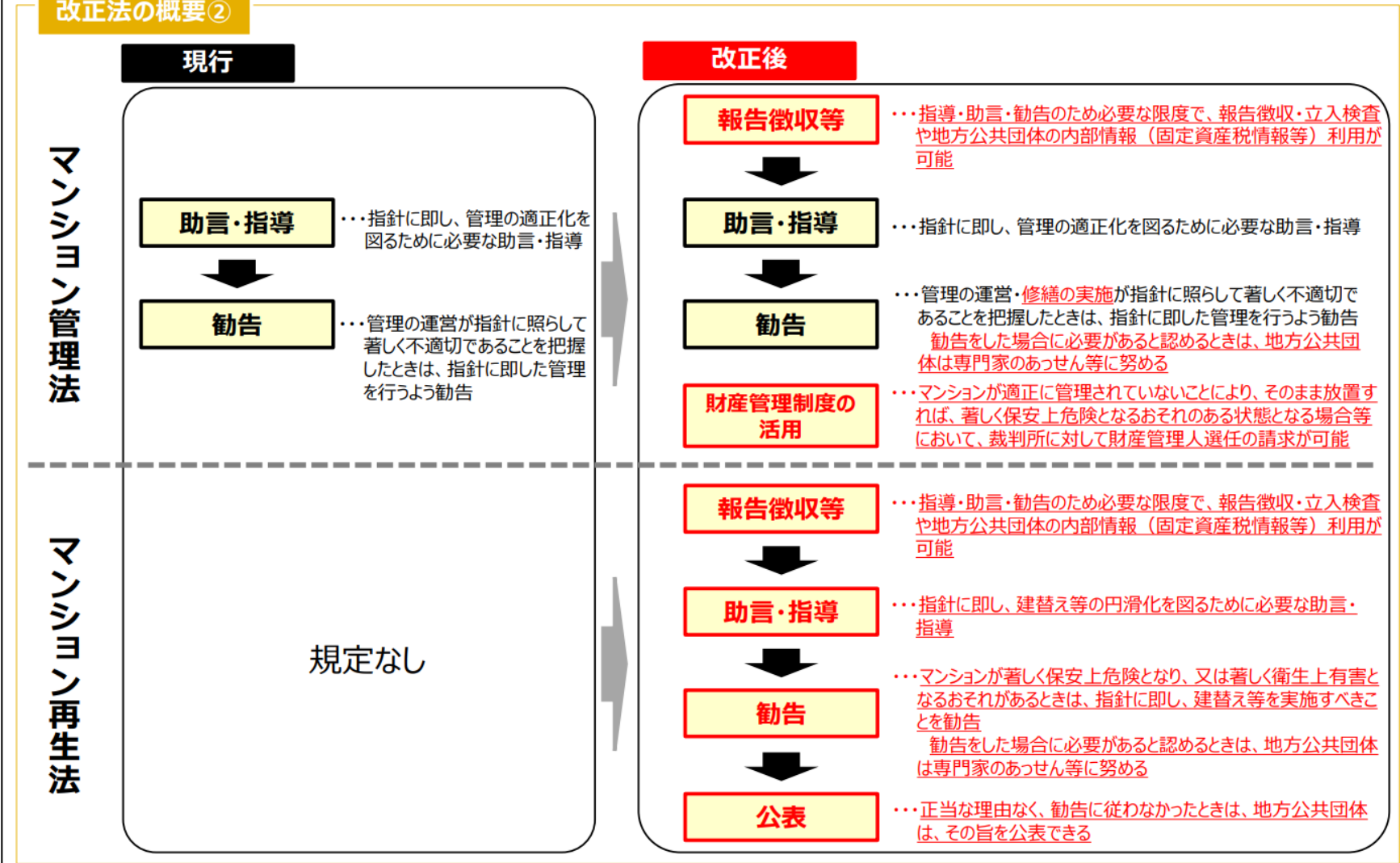
○マンションの再生を取り巻く現状

3. マンション管理法・再生法等の改正内容

【施行日:令和7年11月28日(財産管理制度関係は令和8年4月1日)】

地方公共団体の取組の充実(危険なマンションへの勧告等)

改正法の概要②



※出典:令和7年度改正マンション関係法に関する全国説明会説明資料(令和7年12月 国土交通省住宅局、法務省民事局)

□今後の再生円滑化に向けた取組みの方向性について

- 論点①：支援対象となるマンション
- 論点②：支援手法について
- 論点③：市支援の取組み及び府全域での施策について

■ 論点①：支援対象となるマンション【再生】

○支援対象となるマンション【再生】

【これまでの支援対象マンション】

- ・築40年を超えるマンション
- ・除却までの資金計画を含む中長期の計画策定を検討するマンション



【支援対象マンションの想定】

- ①再生の意向があるマンション（検討を含む）
- ②旧耐震基準のマンション
- ③外壁等の剥落により周囲に危害を生ずるおそれがあるマンション

■ 論点②：支援手法について 【再生】

○支援手法について【再生】

【再生円滑化における他の自治体の支援施策の例】

支援の種類	支援内容	実施自治体
アドバイザー（専門家）の派遣	建替え等の再生に向けた勉強会や合意形成のためにマンション管理士などの専門家を派遣	千代田区、港区、墨田区、さいたま市、愛知県、名古屋市、大阪市、堺市、吹田市、兵庫県、福岡県、福岡市 など
マンション改良工事等に係る利子補給	分譲マンションの管理組合が、（独）住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォーム融資を受ける際に、利子補給する制度	東京都、名古屋市
マンションの再生方針等検討費助成	高経年マンションの再生を検討する際の調査や検討、合意形成などに必要となる費用を助成	仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市 など
マンション・団地再生コーディネート支援	高経年マンションの将来検討のための、区分所有者による意見交換、検討の場づくり	横浜市
耐震化に係る費用助成 （耐震診断、耐震設計、耐震改修等）	分譲マンションの耐震診断、耐震設計、耐震改修に係る費用の助成	札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、港区、横浜市、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、神戸市、京都市、福岡市 など
建替え等（除却含む）に係る費用助成	分譲マンションの建替えや除却等に係る費用の助成	東京都、さいたま市、千代田区、港区、新宿区、茨木市 など

※マンション再生協議会HP、各自治体HPより主要都市部の支援事例を掲載。

○支援手法について【再生】

【大阪府が再生円滑化に向けて実施する取組み（支援）の方向性】

- ①再生意向のあるマンション（検討を含む）
- ②旧耐震基準のマンション



- ・**専門家やマンション管理適正化支援法人の派遣による管理組合への助言等**
（初動期の相談、合意形成に向けた勉強会等）
- ・**再生に関する各種情報の提供**
（専門家派遣やセミナーなどを通じて相談窓口やJHFによる融資等の案内、新たな再生手法の情報提供等）
- ・**耐震部局や関係団体等と連携した取組み**
（補助制度や各種支援制度の周知、マンション建替円滑化法の高さ制限等の特例等の適切な運用等）
- ・**建替え工事期間中の仮住居として公的賃貸住宅の活用等の検討**

- ③外壁等の剥落により周囲に危害を生ずるおそれがあるマンション

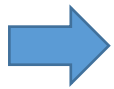


- ・**専門家やマンション管理適正化支援法人の派遣による管理組合への助言等**
（耐震部局、空き家部局、建築指導部局及びマンション管理適正化支援法人等と連携を取りながら修繕の実施、合意形成に向けた支援等）

■ 論点③：市支援の取組み
及び府全域を対象とした施策について【再生】

○市支援の取組み及び府全域を対象とした施策について【再生】

【大阪府が再生円滑化に向けて実施する取組み（支援）の方向性】



全国的にも再生事例が少ないことから、広域自治体（協議会としての互助的な事業を含む）として下記の取組みを実施することにより府内のマンションの再生を推進する。

- ・**行政職員向けのマンションの再生に関する勉強会等の開催**
（再生事例のある自治体等による事業手続き等の講習、先進事例の紹介等）
- ・**全国的な事例の収集、研究**
（マンション学会、国土交通省の実施する研修会等への参画）
- ・**ノウハウの蓄積・共有等を目的とした専門家派遣等の実施**
（専門家派遣等による再生支援のノウハウの蓄積、環境整備等）
- ・**マンションの再生等に係る技術的助言等**
（再生事例のない自治体等に対するサポート等）

○意見交換をお願いしたい事項

- ・今後の再生円滑化に向けた取組みの方向性について。

	お伺いしたい事項
1	支援対象に追加すべき対象はないか。
2	地方公共団体が積極的に支援を実施すべき分譲マンションについて。
3	再生に向けて、支援対象マンションを地方公共団体がどこまで支援すべきか。
4	再生に向けて有効な支援手法について。
5	大阪府として、市に対してどのような支援を実施すべきか。
6	広域自治体として、実施すべき取組みについて。
7	その他ご意見等はないか。